

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 適用

区 分	内 容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) 光信号引込等設備管理負担額の適用	2(負担額)第2欄に掲げる負担額については、協定事業者が2(負担額)第1欄に掲げる負担額を負担する場合に適用します。

2 負担額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額 250円 468円	
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額 255円 473円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額 250円 467円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	39円 77円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第1項から、第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} (15,782 \text{ 円} \ 22,685 \text{ 円}) - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

$$\text{耐用年数残存期間比率} = \text{光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数} / (\text{光信号引込等設備の耐用年数} (20 \text{ 年}) \times 365 (\text{閏年にあつては} 366 \text{ とします。}))$$

イ 貸倒率については、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	8,572円	16,343円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	273円	297円